

第 1 1 次宮城県職業能力開発計画の計画期間について

1. 「宮城県職業能力開発計画」について

国(厚生労働省)が策定する職業能力開発計画に基づき「都道府県職業能力開発計画」として策定しているもの(職業能力開発促進法第7条第1項)。

2. 「宮城県職業能力開発計画」の計画期間、策定期間について

現行の「第 1 1 次計画」の計画期間等

	国(厚生労働省)	宮城県	
計画名	第 1 1 次職業能力開発計画	第 1 1 次宮城県職業能力開発計画	
計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度(5 年間)	令和 3 年度～令和 7 年度(5 年間)	→ ~令和 8 年度 (6 年間)に延長
計画策定年月	令和 3 年 3 月 2 9 日	令和 4 年 1 月 2 1 日	

「第 1 2 次計画」の計画期間等

	国(厚生労働省)	宮城県
計画名	第 1 2 次職業能力開発計画	第 1 2 次宮城県職業能力開発計画
計画期間	令和 8 年度～令和 1 2 年度(5 年間)	令和 9 年度～令和 1 3 年度(5 年間)
計画策定年月	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 9 年 1 月(予定)

3. 第 1 1 次計画において設定している令和 7 年度目標値の延長について

第 1 1 次計画において設定している令和 7 年度目標値を令和 8 年度目標値とする。

第 1 1 次宮城県職業能力開発計画の計画期間等の変更について

1 第 1 1 次宮城県職業能力開発計画の計画期間の変更について

当該計画の最終年度を「令和7年度」から「令和8年度」へ変更し、計画期間を「5年間」から「6年間」に変更する。

2 第 1 1 次宮城県職業能力開発計画で設定している目標値(令和7年度)について

当該計画の最終年度を変更することに伴い、各基本的方向性で設定している目標値の最終年度を「令和7年度」から「令和8年度」へ変更する。